

	項目	意見等の概要	意見の採用の有無	理由	修正内容
	計画の全体構成	この計画には、総合計画、人口ビジョン、地方版総合戦略が関係していますが、一体化しないでそれぞれ独立して作成するのがよいと思います。			
1		(1)人口ビジョンと総合計画(地方版総合戦略) 「人口ビジョン」は、本町の人口の現状と将来見通しを示すもので、一種の研究レポートです。裏付け資料として、付録の形にすることも考えられますが、期間も異なるものですから、独立させた方が扱いやすいと思います。	有	独立させた方がわかりやすく、また、期間も異なり、独立させた方が扱いやすいので、独立した章立てに変更します。	別紙 15 ページ ~ 19 ページ
2		(2)総合計画と地方版総合戦略 「美里町総合計画」と「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一つのものとするのは不適切だと思います。 地方版総合戦略策定のためのてびき(平成27年1月内閣府地方創生本部)では、見直し後の総合計画が地方版総合戦略としての内容を備えているような場合は、一つのものとして策定することが可能であるとしています。その内容とは、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指数(KPI)が設定されている必要があります。しかし、公表された計画案には、基本目標が明確でなく、数値目標もありません。地方版総合戦略としての内容を備えていないので、一つのものとしてできません。 総合計画と地方版総合戦略と同じ目的であることが求められているのではなく、人口減少克服・地方創生という目的を明確にした総合経計画であることが必要です。総合計画は、この目的も含んでいますが、もっと広い領域の計画ですから、推進体制も別にしないとうまく進まないと思います。	無	人口減少対策や地域の活性化は、今後の町の重要課題であり、当然に次期の美里町総合計画(以下「総合計画」という。)においても、また、「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方総合戦略」という。)においても共通した重要な課題です。従前から作成しようとしている総合計画と地方総合戦略の課題が一致することから、別々に策定するよりも一つの計画として作成する方が効率的であります。 また、数値目標の設定は、これまでの総合計画でも設定してきました。今回の総合計画でも数値目標を設定する予定ですので、何ら問題はありません。今回公表した資料は基本構想のみであり、今後、基本計画の作成が進む段階で、数値目標を定めてまいります。 一つの町に、まちづくりのための将来計画が2つ(総合計画と地方総合戦略)同時に存在することは、町民に混乱を招くだけでそれ以外の有益性は考えられません。	
3	人口ビジョン編	1.人口ビジョンに求められる要件 人口の現状については、単に総人口の推移、自然増減、社会増減や出生率がどうであったというだけでなく、移動先や定住の傾向などを分析するとともに今後どのように推移する可能性があるという将来見通しが必要です。 例えば、駅東の団地の販売状況、残り区画数などは、転入数が頭打ちになる時期の予測に影響します。これらの情報に基づいて、将来見通しを示す必要があります。 地方の人口ビジョンは、出生率や移動率の仮定値を用いて機械的に計算しただけの推計ではなく、地域の状況を反映した出生率や移動率に基づく見通しでなければならないと思います。	有	詳細なデータの収集、分析が必要と考えていることから、今後さらに様々な角度から将来見直しを行っていきます。	修正後に公表
4		2.推移 (1)総人口の推移 住民基本台帳人口による推移も示すべきです。 従来の総合計画は、住民基本台帳人口を採用していたので、国勢調査人口に変更するならその理由等の資料を公表してパブリックコメントを求めるべきです(条例第5条第2項参照)。 国勢調査人口は5年ごとのデータしかなく、中間の年の実績データが得られないという欠点があります。そのため、従来の総合計画は、住民基本台帳人口を用いてきました。	無	現行の総合計画では住民基本台帳を採用してきました。しかし、国勢調査人口と住民基本台帳のいずれにおいても一長一短があります。 国勢調査人口の長所としては次のようなものが考えられます。住民の暮らしの実態を反映していること、及び国立社会保障・人口問題研究所をはじめ全国規模のデータの集計・分析が国勢調査人口で行われていることです。国勢調査人口には住民基本台帳人口に比べてこうした優位性があります。一方で、国勢調査人口は5年に一度しか数値が調査されないという欠点があります。しかし、国勢調査人口を基に、住民基本台帳の人口動向を加減し算出している毎月の「宮城県推計人口」を活用すれば、中間の実績を把握することが可能です。 また、1つの計画の中に2つの人口推計が同時に存在すると、混乱を招く可能性もあり	

				ますので、町としては、現時点では国勢調査人口による人口動向のみを採用する考えです。 今後のパブリックコメントにおいては、上記の内容を公表いたします。	
5		(2) 自然増減、社会増減 総人口の推移の図と目盛りを合わせ、相互の関係がわかるようにすべきです。	有	わかりやすくなるように、今後修正を行います。	修正後に公表
6		(3) 合計特殊出生率の推移 合計特殊出生率の説明が必要です。	有	見る方にとってもわかりやすくなるように、今後、合計特殊出生率の説明書きを加筆いたします。	修正後に公表
		合計特殊出生率には、期間合計特殊出生率とコーホート合計特殊出生率があります。期間合計特殊出生率には欠点がありますが、便宜的に期間合計特殊出生率を用いています。このことを理解する必要があります。	有	ご意見のとおり、便宜的に期間合計特殊出生率が用いられています。 出生数の動向は、「(期間)合計特殊出生率」の動向だけでなく、「(15~49歳の)女性人口」と「(15~49歳女性人口の)年齢構成の違い」の動向の影響を受けることから、期間合計特殊出生率の上昇が必ずしも出生数の上昇とはなりません。これらについても、説明書きを加筆いたします。	修正後に公表
		また、図表は、自然増減の出生数との関係がわかるようにすべきです。	有	また、自然増減の出生数と合計特殊出生率の関係性を分かりやすく表現するよう今後修正を行います。	修正後に公表
7		3. 将来推計人口 本町の場合、東日本大震災以降の人口動向が大きく変わっています。一時的現象だとはいえ、この影響を加味した人口見通しの提案が必要です。 平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という)による推計は、平成22年の国勢調査結果をもとにしたものですから、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響は反映されていません。 また、住民基本台帳人口を基準にした推計とするのがよいです。 現行の総合計画との連続性を保つためにも、毎年度PDCAサイクルを回すためにも住民基本台帳人口のほうが都合がよいです。 なお、推計にあたって採用した生残率、純移動率、出生率及び出生性比の仮定値にアクセスできるようにしてください。	有	平成27年10月に実施の国勢調査2015年版の人口が明らかになり、修正を行います。これによって東日本大震災以降の町の人口動向が反映できます。 東日本大震災後の人口動向については、一時的な特殊要因であることには違いありません。この扱いについては、今年10月に実施する2015国勢調査の速報値(来年2月公表予定)を確認した上で、再度、推計を行う予定です。 国勢調査人口又は住民基本台帳人口による推計については、5の回答欄にある理由により国勢調査人口を採用します。 毎年度のPDCAサイクルを実行する際にも、毎月の「宮城県推計人口」を活用することができます。 推計にあたって採用した生残率、純移動率、出生率及び出生性比の仮定値へのアクセスについては、今後の検討材料といたしますが、推計に用いた数値の詳細については、企画財政課までお問い合わせください。	修正後に公表
8		4. 将来の目標人口 (1) 目標値 総合計画として考え方が一貫していません。 第1次総合計画は、住民基本台帳人口を基準にして、計画終了時点の目標人口(平成27年度末で27,000人)を設けていました。しかし、平成23年の中間見直しで、目標人口を設けないことにしました。今回は、再び目標人口を設けようとしています。再び目標人口を設ける理由等の資料を公表してパブリックコメントを求めるべきです。 目標値は、基準となる推計値に政策誘導によって見込む人口を上乗せして定めるのが良いと考えます。 合計特殊出生率を2040年までに1.80とすること及び転出人口と転入人口の均衡を目指すとして、推計した人口を目標人口としていますが、見直し前の総合計画で平成27年度末の人口27,000人を目標値としたのと同様に施策との関連がありません。PDCAによるマネジメントも不可能な願望的な目標値になっています。 転出人口と転入人口の均衡は、住民基本台帳人口登録状況から確認できますが、合計特殊出生率を確認する方法と合計特殊出生率を用いた人口推計の方法はあるのでしょうか。	無	御意見のとおり、一貫性に欠けるところはあります。 しかし、これまでの「長期的な観点(推計)に欠けていた」という反省点から、今回は長期的な将来推計を行いました。その結果、急激な人口減少、出生力の低下という大きな将来課題を改めて確認し、その対策の緊急性と重要性を強く感じたところであります。従いまして、町では人口対策を確実に進めていくために、再び目標人口を設定して重点的に取り組んでいくことといたしました。 人口と施策との関連性については、次回のパブリックコメントで示して意見を求めてまいります。 合計特殊出生率を算出することは可能です。また、現在は合計特殊出生率の仮定値を用いた人口推計です。	

9		<p>(2) 基準人口 国勢調査の人口を基準にしていますが、住民基本台帳人口を基準にすべきだと思います。 国勢調査人口は5年毎にしかデータが得られません。毎年度実績値が得られないので、毎年度 PDCA のサイクルを回すのには適していません。</p>	無	4に同じです。	
10	基本構想編	<p>「美里町総合計画」と「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一つのものとして策定するとして、まち・ひと・しごと創生に関連する用語が埋め込まれていますが、地方版総合戦略としての内容を備えていません。</p> <p>1. 計画の位置付け 総合計画の位置づけを明確に規定してください。 総合計画は、策定する法的根拠がないので、位置づけの説明が必要です。 策定する趣旨・目的、計画の性格と役割、計画の構成と期間、計画の背景となる社会動向、町の現況、住民の意向、課題などの記述が必要です。 総合計画は、基本構想、基本計画で構成されているはずですが。 総合計画として独立していれば問題ないですが、基本構想編の中に規定している「計画の位置付け」は、基本構想の位置付けを定めたこととなります。「総合計画の位置付け」とはなりません。 パブリックコメントの実施案内に書かれているのですが、総合計画と創生総合戦略が一つのものだとしながら、2つの位置付けを併記しただけで、内容的に一つのものになっていません。 基本指針でもあり基本計画でもあるというのはどういうことですか。指針は、「物事を進める方針。手引き。」(広辞苑)です。計画は、「物事を行うに当たって、方法・手順などを考え企てること。また、その企ての内容。もくろみ。」(広辞苑)です。</p>	無 有	<p>「地方版総合戦略としての内容」とは、どのような内容を指しているのか分かりませんが、町としては、総合計画と地方総合戦略はどちらも美里町がまちづくりを計画的に行うための計画であります。まち・ひと・しごと創生法の第2条に規定されている7つの基本理念は今後の美里町のまちづくりにおいてもまったく同様に必要となってくるものです。</p> <p>1. について 「まちづくりの基本指針」と「まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」の2つを兼ねるものです。策定されるものが2つを兼ねれば問題はないと考えます。 基本構想の中に、「計画の位置づけ」「計画策定の経緯」「計画期間」が記述されることが適正ではないという御指摘に対しまして、基本構想、基本計画の中に入れずに、その前段の序章として独立させることが必要と考えます。今後、構成を見直します。</p>	別紙 12 ページ
11		<p>2. 計画策定の経緯 基本構想、基本計画も含めた総合計画を策定する趣旨、目的を明確にする必要があります。 総合計画として独立していれば問題ないですが、基本構想編の中に規定しているので、計画といえば基本構想が対象になります。 現行の総合計画が終了したから作成するというのはおかしいです。 以前は地方自治法で総合計画の策定が要求されていましたが、現在は任意です。総合計画を策定することは、本町の意味ですからその理由の説明が必要です。 市町村の「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、法律(創生法)上の要請ではありません。総合計画と合わせて、本町が策定することにした理由の説明が必要です。</p>	有	<p>趣旨、目的は計画の位置づけにも記した「まちづくりを総合的かつ計画的に取り組むため」です。計画の位置づけに明確にしています。 計画の策定の経緯についても、御指摘のとおり基本構想、基本計画の中に入れずに、その前段の序章として独立させることが必要と考えます。今後、構成を見直します。 「まちづくりを総合的かつ計画的に取り組むため」には、現行の計画が終了すれば新たな計画の作成が必要となります。 町が、まち・ひと・しごと創生法の基本理念にのっとり、策定が必要と判断したからであります。その説明について、これ以上の説明を改めて行う必要はないと考えています。</p>	別紙 12 ページ
12		<p>3. 計画期間 総合計画として独立していれば問題ないですが、基本構想編の中に規定しているので、この期間は基本構想だけが対象になります。 総合計画の期間としては、5年でなくもっと長いほうが良いと思います。</p>	有	<p>計画期間についても、御指摘のとおり基本構想、基本計画の中に入れずに、その前段の序章として独立させることが必要と考えます。また、計画期間については、2、3年では短く、6年から10年といった長期間の設定ではなく、5年間という期間を設定しました。 総合計画の計画期間に基準は特にありません。これまでの計画期間を考えれば5年間が適当と考えています。3～4年間では短すぎます。6～10年間では、社会変化の速さを考えれば長すぎると考え、5年間が適当と判断しています。</p>	別紙 12 ページ

13		<p>4. 美里町の将来像</p> <p>現行の美里町の将来像がどの程度達成されたかを検証しないで、新たな美里町の将来像を設けることには反対です。</p> <p>美里町が誕生した平成18年1月1日の広報みさとNo.1には、『まちづくりの基本となる建設計画が策定され、その将来像、まちづくりの基本理念を「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」としました。』と書かれています。その後、平成19年4月に美里町総合計画(計画期間:平成19年4月~平成28年3月)が策定されていますが、建設計画は廃止されていません。それどころか平成26年3月に変更されて、計画期間を平成38年(2026年)3月31日までの20年間に改めています。美里町の将来像の「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」は、総合計画に記載されていますが、建設計画と整合させたものであって、現行の総合計画の計画期間が満了したからと言って変更できるものではないと考えます。この町が発足する際の基本の考えであり、これが達成されるまで、又はさらに高い将来の理想像を設けるまでは存続されるべきものだと考えます。</p> <p>案として示された美里町の将来像は、現行のものより範囲が狭く、レベルウンしています。</p> <p>「人が集い」は、賑わいのための集まりの意味になり、まちづくりのために集まるという意味が消えています。共同で助け合っという意味を含む「共に築く」という語がなくなっています。</p>	無	<p>平成25年度までの検証は、ホームページで公表しているとおりです。平成26年度事業の検証は、現在作業を進めています。平成26年度事業についてもまとまりしだい公表します。</p> <p>一つの町に、まちづくりのための将来計画が(建設計画と総合計画の)2つ存在することは混乱を招くだけです。平成19年4月に策定した総合計画に建設計画の内容を引き継いで、本町のまちづくりのための将来計画を総合計画に一本化しています。</p> <p>以上のように本町としては、建設計画の内容を総合計画に引き継いでいますので、建設計画を廃止してもかまいませんが、合併特例事業債を発行するためには建設計画(合併市町村基本計画)を廃止することができません。内容は、総合計画に引き継いでいますが、計画期間だけを延長して存続させているという状態です。</p> <p>総合計画の将来像は、町の状況、時代の流れの時々に見直す必要があります。よって、レベルの高い又は低いといった見方はしていません。</p>	
14		<p>5. 計画の基本理念</p> <p>「基本理念」は、「組織がその根本に据える理念や目標、思想のこと。」ということです。これを具体的なイメージに描き、行動レベルに落とし込んだものがビジョン(将来の理想像)です。基本理念 将来の理想像とブレークダウンされるものですから、「美里町の将来像」の後に「基本理念」を置くのは順序が逆です。また、内容もマッチしていません。</p> <p>「美里町の将来像」から入るなら「計画の基本理念」は、不要です。</p>	有	御意見のとおりですので、修正します。	別紙11ページ
15		<p>6. 計画の推進</p> <p>総合計画(創生総合戦略)の推進体制とスケジュールを明確にする必要があります。計画を推進しますと書いていますが、推進体制を定めていないので、だれがやるのかわからず、規定の実効性は期待できません。</p>	無	計画を推進するに当たっての基本的な考え方について記載したもので、体制の機能、効果を検討しながら、詳細な推進体制については基本計画、実施計画等で示していきます。	
16		<p>7. 計画の進捗管理</p> <p>基本構想編の中に規定しているので、基本構想の管理の意味になり、総合計画(創生総合戦略)全般に適用することにはなりません。</p> <p>進捗管理といえば、工程表、「ガントチャート」、「PERT図」などが頭に浮かびます。PDCAは、マネジメント手法の一つですが、進捗管理の手法とは言わないと思います。</p> <p>創生総合戦略にKPIが要求されています。総合計画と創生総合戦略を一つのものとするしていますが、KPIが記載されていません。</p>	有	御指摘のとおりです。「計画の進捗管理」、その前の「計画の推進」についても、基本構想に入れずに、その前段の序章として独立させることが必要と考えます。	別紙14ページ
			無	意見にあります様々なマネジメント法はありますが、それは有効な手法であると思いますが、個々の事業の管理に合わせて活用することが妥当と考えます。	
				しかしながら、計画の進捗を管理するために町では、事務事業、施策及び政策のピラミット型の体系の中で、各々が上位目標及び実施目的に対して効果をもたらしているかを常に確認しておかなければならないことから、KPIを設定し、PDCAを着実に実行しながら、住民への分かりやすい進捗管理を重要視しています。	

17	8. 主要テーマ(重点課題) 創生法第10条第2項では、基本目標、施策の基本的方向、施策を計画的に実施するために必要な事項を定めるが規定されています。この主要テーマ(重点課題)10重点的取組は、いずれに該当するのでしょうか。用語を統一してわかりやすくしてほしい。 基本目標ならKPIを設定する必要がありますが、指標がありません。	無	特に、創生法の第10条第2項の各号で示す項目(カテゴリー)に該当させたものではありません。第10条第2項では、「おおむね次に掲げる事項について定めるものとする」と規定していますので、第10条第2項の各号で示す項目以外のものが記述されていても問題はないと考えます。 KPIについては、その取組の目的が客観的に判断できるよう、今後、検討を重ねて設定します。	
18	9. 計画の体系 総合計画全体の体系を規定すべきです。総合計画として独立していれば問題ないですが、基本構想編の中にあるのは不自然です。	有	御指摘のとおりです。「計画の体系」についても、基本構想に入れずに、その前段の序章として独立させることが必要と考えます。	別紙13ページ
19	10. 重点取組 用語を統一してわかりやすくしてほしい。創生法第10条第2項のどれに対応するのかわかりません。 現状の分析結果が示されていないので、良否のコメントはできません。	無	特に、創生法の第10条第2項の各号で示す項目(カテゴリー)に該当させたものではありません。第10条第2項では、「おおむね次に掲げる事項について定めるものとする」と規定していますので、第10条第2項の各号で示す項目以外のものが記述されていても問題はないと考えます。 現状の分析については、平成25年度までの検証はホームページで公表しているとおりです。平成26年度事業の検証は、現在作業を進めています。平成26年度事業についてもまとめられたい公表します。	
20	(1) 産業振興・雇用 産業活性化施設の具体的なイメージがわかりません。どのような事業を行うのか、どのように運営するのか、何人の雇用が生まれると考えているのかなど疑問だらけです。	無	今回は方向性を示したものです。具体的な内容については、今後の検討となります。	
21	(2) 若者定住 そもそも本町の若者が定住化についてどのような要望を持っているのか、データがあるのでしょうか。	無	今回は方向性を示したものです。具体的な内容については、今後の検討となります。また、少数ではありますが、若者意見や要望を聞き取ることは実施しております。その中で数値的なデータではありませんが、地元で住み続けたいという意識を持つ若者はいることは確かでした。	
22	(3) 子育て支援 展開項目は、実際の子育て世代又は将来子育てする世代の意見なのでしょうか。	無	これまで、町民からいただいた意見を反映させて、町が今後必要な展開を3つにまとめたものです。当然、意見をいただいた町民の中には子育て世代の方々も含まれています。	
23	11. 基本方針 創生法第10条第2項では、目標、施策の基本的方向、施策を計画的に実施するために必要な事項を定めるが規定されています。用語を統一してわかりやすくしてほしい。 1.(計画の位置付け)でこの計画(基本構想)を「基本指針」「基本計画」と位置付けているが、その中でさらに「基本方針」という表現をするのはなぜですか。構想、指針、計画、方針という語の違いを分かって用いているか疑問です。 現行の総合計画の成果について検証が必要です	有	特に、創生法の第10条第2項の各号で示す項目(カテゴリー)に該当させたものではありません。第10条第2項では、「おおむね次に掲げる事項について定めるものとする」と規定していますので、第10条第2項の各号で示す項目以外のものが記述されていても問題はないと考えます。 御指摘のとおり基本方針という名称は、適正ではありません。今後修正を行います。	修正後に公表
24	パブリックコメント資料の文中に「美里町総合計画」と「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は共に将来の美里町のまちづくりを進める計画であることから一つのものとして策定することとしたと明記されてありますが、本当に同一のものとして策定できるのでしょうか。疑問に思います。今回は、未だ誰も経験したことのない右肩下りの社会情勢下における町の長期創生戦略であり、足元10年間の総合計画とは同一にできないと思います。長期戦略会議のメンバー構成も総合計画対応とは違っているはずですが、例えば、長期戦略会議では、民間の異業種企業のトップの方々とか、銀行のスペシャリスト、医者、農協幹部、専門の学識経験者等々になるのではないかと思います。この方々の考える長期	無	御意見にある、平成27年1月付の内閣府地方創生推進室が示した「総合計画等と地方版総合戦略との関係の記載を改めて全文記載しますと、「地方版総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的としています。いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては、義務付けられたものではありません。 これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。	

	<p>戦略会議と総合計画の策定は自ら違ってきます。一部重複はあっても同一視できないと思います。</p> <p>平成 27 年 1 月付の内閣府地方創生推進室の「地方版総合戦略」、6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係には、「地方版総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません」と書かれています。</p> <p>私は、スタート当初は分離して並列で実施すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。</p>	<p><u>ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（K P I）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。</u>」（下線、美里町企画財政課）と記載されております。次期総合計画においては、K P I 及び施策ごとの数値目標を設定することと してありますし、人口減少に対する対策、産業振興を推進し、地域に活力をもたらすよう重点的に取り組むなど、その内容は総合戦略と共通するものです。</p> <p>また、計画の推進に当たっては、多種多様な意見の反映はますます重要なものと考えられることから、御意見のとおり異業種からなる組織も有効であると考えます。</p>	
--	---	---	--